

信用金庫を支える組織

【中央機関】

信用金庫業界では、各信用金庫が十分にその機能を発揮し、信用力をさらに強化するため、業界団体としての一般社団法人全国信用金庫協会(全信協)と、信用金庫のセントラルバンクとしての信金中央金庫(信金中金)が全国に向けて活動を展開しています。

一般社団法人 全国信用金庫協会(全信協)

全信協は、信用金庫業界全体の利益のために様々な活動をしている機関です。信用金庫の発展のために、業界運営に関する理論と実際の研究・調査に努めながら、関係官庁などに対する建議・答申・連絡を行っています。また、これらの仕事の一環として信用金庫の業務開発や業務範囲の拡大、広報活動に協力し、業界の長期経営計画の策定ならびに共同事業にも力を注いでいます。さらに約10万人の信用金庫職員の人材育成も大切な活動の1つとして、千葉県鎌ヶ谷市の全国信用金庫研修所では、年間約2千4百人の幹部職員を養成する研修を行っているほか、年間3万7千人におよぶ信用金庫職員を対象に通信講座を開講しています。なお、信用金庫を会員とする協会組織には、全信協のほか、地区を単位とする地区協会と府県を単位とする府県協会があり、それぞれ地域特性をふまえた活動を展開していますが、全信協はこれらの協会との密接な連携強化をはかり、業界の円滑な運営に尽力しています。

信金中央金庫(信金中金)

信金中央金庫は、信用金庫法に基づき設立された信用金庫のセントラルバンクです。

信用金庫との預金・貸出金取引を通じて、信用金庫の余裕資金の効率運用及び信用金庫間の資金の需給調整をはかっています。また、信金中央金庫は、信用金庫間の決済機関としての役割を担うほか、信用金庫に対するコンサルティング、ALM支援などを通じて、信用金庫業界の信用力の維持・向上に努めています。さらに、信用金庫の業務機能の補完と自らの経営基盤の強化をはかるため、投資顧問業務、信託業務、証券業務、私募債受託業務、ベンチャーキャピタル業務などを展開しています。

資金量は、主に信用金庫から預け入れられた資金と、金融債を発行して調達した資金を合わせて32兆9,751億円(平成30年3月末現在)、常勤従業員一人当たりの資金量は274億円(平成30年3月末現在)にのぼり、わが国有数の規模と効率性を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

なお、信金中央金庫は、東京証券取引所に優先出資を上場しています。

【主な関連団体】

信用金庫業界には、中央機関のほか多くの関連団体があり、信用金庫の業務を補い強化するうえで重要な役割を果たしています。

一般社団法人 しんきん保証基金 (設立 昭和53年4月)	個人の消費・住宅資金などの借入れを容易にするために設立された信用金庫業界の信用保証機関で、個人ローン・カードローン・住宅ローンなどの保証を行っています。
株式会社 しんきん情報システムセンター (設立 昭和60年2月)	信用金庫業界の機械化を推進するための中枢機関として設立され、為替オンライン処理、CDオンライン提携、各種バンキング、デビットカードサービスなど信用金庫が行う顧客サービスを提供するとともに、企業分析システムや業界内情報ネットワークシステムを提供しています。
信金インターナショナル 株式会社 (設立 平成2年10月)	信金中央金庫の海外における証券業務の拠点として設立され、ユーロ市場での新発債の引受・売りさばき業務、ユーロ既発債の売買・仲介業務、外国証券についての投資相談業務等を行っています。
しんきんアセットマネジメント投信 株式会社 (設立 平成2年12月)	信用金庫の多様化、高度化する資金運用ニーズに資すること等を目的に設立され、投資一任業者として、信用金庫の支払準備資産および信用金庫厚生年金基金資金等の効率運用に資するとともに、証券投資信託商品を信用金庫および信用金庫取引先等に提供しています。
しんきん証券 株式会社 (設立 平成8年9月)	取引先企業の多様化する有価証券運用ニーズや、資金調達ニーズに積極的に応えることを目的に設立され、公社債の売買業務、債券先物の取次業務、社債等の引受業務、金融債および証券投資信託受益証券の募集の取扱い等を行っています。
信金キャピタル 株式会社 (設立 平成13年6月)	全国の信用金庫のネットワークを活用し企業ニーズにあったM&A、事業承継、事業譲渡、株上市場(IPO)支援などの支援サービスを提供しています。
全国信用金庫厚生年金基金 (設立 昭和42年1月)	厚生年金保険法に基づき、信用金庫役職員の退職後の生活安定に資するために設立された、わが国最大規模の厚生年金基金です。

→ 信用金庫法第89条に基づく開示基準

A. 単体情報 (信用金庫法施行規則第132条における規定)

1 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	21
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	21
(3) 会計監査人の氏名又は名称	41
(4) 事務所の名称及び所在地	31
2 金庫の主要な事業の内容	24~27
3 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4~6・36・37
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	37
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	46
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	46・47
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	46・67
エ. 受取利息及び支払利息の増減	46
オ. 総資産経常利益率	67
カ. 総資産当期純利益率	67
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	51
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	51
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	52
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	52
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	53
エ. 使途別の貸出金残高	53
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	52
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	67
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	55
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	55
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	55
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	67
4 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	20
(2) 法令遵守の体制	19
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	8~16
(4) 金融ADR制度への対応	20
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	38~45
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	54
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	5・57~66

(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	48
② 金銭の信託	49
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	49
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
(6) 貸出金償却の額	54
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	41
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	68
7 平成29年度における財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	41

B. 連結情報 (信用金庫法施行規則第133条における規定)

1 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	70
(2) 金庫の子会社等に関する事項	70
① 名称	
② 主たる営業所又は事務所の所在地	
③ 資本金又は出資金	
④ 事業の内容	
⑤ 設立年月日	
⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
⑦ 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
2 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	71
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	71
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失	
④ 純資産額	
⑤ 総資産額	
⑥ 連結自己資本比率	
3 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	72~76
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	82
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	77~82
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	71
4 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	83

→ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条

資産の査定公表	6・54
---------	------